

第八十六条を次のように改める。

(参事官の職務)

第八十六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌し、又は情報流通行政局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

一 情報の電磁的流通の規律及び振興に関する総合的な政策（技術に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関する事務のうち重要事項に係るもの

二 総務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティの確保に関する事務の総括に関する事

第九十三条第二号及び第五号、第九十四条第二号、第九十五条第三号、第九十六条第二号、第九十九条第七号、第一百条第二号並びに第一百一条第二号中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

第三百三十四条第一項中「第一部」を「総務行政相談部」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第六条第一項中「第十條第十一号中「次条第一項第十一号」とあるのは「次条第一項第十一号及び附則第六条第一項第二号」と、第十一條第二項中「第十六号」とあるのは「第十六号」を「同条第二項中「第二十二号」とあるのは、「第二十二号」に改める。

附則第十九条第一項中「第七十二條第三号中「第十一條第一項第十一号」とあるのは「第十一條第一項第十一号及び附則第十九条第一項第二号」と、第七十三條中「前条第二号」とあるのは「前条第二号並びに附則第十九条第一項第二号」とを削り、「次条第三号及び」に改める。

別表青森行政評価事務所の項から千葉行政評価事務所の項まで、山梨行政評価事務所の項から富山行政評価事務所の項まで、岐阜行政評価事務所の項から京都行政評価事務所の項まで、奈良行政評価事務所の項から長崎行政評価事務所の項まで及び大分行政評価事務所の項から鹿児島行政評価事務所の項までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十四条の二）に改める部分に限る。、第四十条及び第四十三条の改正規定、第一章第二節第三款第四目中第四十四条の次に一条を加える改正規定並びに第三百三十四条及び別表の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。

(公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令等の一部改正)

2 次に掲げる政令の規定中「情報通信国際戦略局」を「国際戦略局」に改める。

一 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）別表第一総務省の項

二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法施行令（平成十五年政令第三百六十八号）第一条第三項

三 総務省国立研究開発法人審議会令（平成二十七年政令第百九十二号）第八条

(情報通信審議会令の一部改正)

3 情報通信審議会令（平成十二年政令第二百七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「情報通信国際戦略局」を「情報流通行政局」に改める。

総務大臣 野田 聖子
内閣総理大臣 安倍 晋三

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十一号

再就職等監視委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十六条の十四第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

再就職等監視委員会令（平成二十年政令第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十二号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(学校教育法施行令の一部改正)

第一条 学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号中「専門職大学院を含む。」を削り、「第百四条第一項」を「第百四条第三項」に、「次条第一項第一号」を「次条第一項第一号八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 専門職大学の課程（法第八十七条の二第二項の規定により前期課程及び後期課程に区分されたものに限る。次条第一項第一号ロにおいて同じ。）の設置及び変更

第二十三条の二第二項第一号中「私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程の」を「大学に係る次に掲げる設置又は」に改め、同号に次のように加える。

イ 私立の大学の学部の学科の設置

ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）

ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

（漁業法施行令の一部改正）

第二条 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十号第三号中「卒業した者」の下に「当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第三条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「卒業した者」の下に「当該科目又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（火薬類取締法施行令の一部改正）

第四条 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号及び第二号中「卒業した者」の下に「当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令及び人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

一 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）別表第二防衛大学の項

二 人事評価の基準、方法等に関する政令（平成二十一年政令第三十一号）第十九条第三号

（麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部改正）

第六条 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「学士の学位」の下に「同法第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に基づく専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。」を加え、同条第四号中「短期大学」の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。」を加え、同条の下に「同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加える。

（食品衛生法施行令の一部改正）

第七条 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「卒業した者」の下に「当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（土地区画整理法施行令及び建設業法施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した後」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加える。

一 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第六十二条の第二号

二 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第二十七条の五第一項第二号

（婦人相談所に関する政令の一部改正）

第九条 婦人相談所に関する政令（昭和三十三年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「基く」を「基づく」に改め、「卒業した者」の下に「当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第十条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表備考第二号（中）「卒業した」の下に「同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部改正）

第十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「卒業したこと」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（水道法施行令の一部改正）

第十二条 水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した後」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後」を加える。

第六条第一項第二号中「卒業した後」の下に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同項第三号に規定する学校を卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。

（下水道法施行令の一部改正）

第十三条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」第十五条の三第三号において同じ。」を、「卒業した後」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。」を加える。

（危険物の規制に関する政令の一部改正）

第十四条 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第一号中「大学」の下に「同法による短期大学を除く。」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者であつて」に、「以下の条」を「次号及び第三号」に、「有する者」を「有するもの」に改め、同条第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「学科」の下に「又は課程」を加え、「卒業し、かつ」を「卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて」に、「有する者」を「有するもの」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十五条 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号口中「卒業した者」の下に「当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。」を加える。

（宅地造成等規制法施行令の一部改正）

第十六条 宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。」を、「卒業した後」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。同号において同じ。」を加える。

（河川法施行令の一部改正）

第十七条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一号中「卒業した」の下に「当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。

（電気事業法施行令の一部改正）

第十八条 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二号中「短期大学」の下に「同法による専門職大学の前期課程を含む。」を、「卒業した者」の下に「同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者」を加える。

（自然環境保全法施行令の一部改正）

第十九条 自然環境保全法施行令（昭和四十八年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「卒業した」の下に「これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。」を加える。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正）
第二十條 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第二号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第三号中「卒業した者」の下に「（これらを修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部改正）
第二十一條 次に掲げる政令の規定中「卒業した者」の下に「（これらを修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号）第六條第二号
 二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第六百六十九号）第四條第二号

附 則
（施行期日）
 一 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（人事評価の基準、方法等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）
 2 第五條の規定による改正後の人事評価の基準、方法等に関する政令第十九條第三号に規定する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律による改正前の学校教育法第四條第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

（私立学校振興助成法施行令の一部改正）
 3 私立学校振興助成法施行令（昭和五十一年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。
 第四條第一項第一号中「第二十三條第一項第十号」を「第二十三條第一項第十一号」に改める。

- | | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 安倍 晋三 |
| 総務大臣 | 野田 聖子 |
| 文部科学大臣 | 林 芳正 |
| 厚生労働大臣 | 加藤 勝信 |
| 農林水産大臣 | 齋藤 健 |
| 経済産業大臣 | 世耕 弘成 |
| 国土交通大臣 | 石井 啓一 |
| 環境大臣 | 中川 雅治 |
| 防衛大臣 | 小野寺 五典 |

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十三号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四條第三項、第六條第二項第三号、第十五條第一項ただし書及び第五十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。
 別表第一の表一の第一の一のホの(1)中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から7の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一の表二の第一の二中イを二とし、その前に次のように加える。

イ	ちどり目
(1)	しぎ科
1	<i>Eurymorhynchus pygmaeus</i> (ハナシギ)
	ロ たか目
(1)	たか科
1	<i>Circus spilonotus spilonotus</i> (チュウカヒ)
	ハ すずめ目
(1)	はおじろ科
1	<i>Emberiza aureola ornata</i> (シマアオジ)

附 則

（施行期日）
 1 この政令は、平成二十九年九月二十一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

内閣総理大臣	安倍 晋三
環境大臣	中川 雅治
内閣総理大臣	安倍 晋三

御 名 御 璽

平成二十九年九月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十四号

高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八條第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一條 第一号に掲げる貨物であつて、第二号に掲げる国を原産地とするものうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第八條第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関稅（以下「暫定不当廉売関稅」という。）を課する。

一 法の別表第三九〇七・六一号に掲げるポリ（エチレンテレフタレート）（第三條第一項及び第二項において「高重合度ポリエチレンテレフタレート」という。）